

条約の組込みについて（法令と比較しつつ）

（担当 間瀬参事官）

一 議題

条約の作成においては、「組込み」（incorporation）という立法技術が活用されることがある。条約の組込みとは、ある条約において、他の条約の規定を、必要な修正を加えた上で規定し、それをその条約の一部とすることをいう。かつては世界貿易機関（WTO）関連協定において、最近では環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）、経済上の連携に関する日本と欧州連合との間の協定（以下「日EU・EPA」という。）等において条約の組込みが行われている。

条約の組込みを行われるに至った主たる理由及びその意義としては、①条約は各国等の交渉を通じて作成されるため交渉の展開いかん等によっては作成に時間を要する場合があること、②組み込まれる条約（以下「被組込条約」という。）にある規律が存在している場合において、当該規律と類似しており、かつ、当該規律を上回る部分又は当該規律と異なる部分を有する規律を、被組込条約を組み込む条約（以下「組込条約」という。）において規定しようとするときは、組込条約においてはその上回る部分又は異なる部分のみを書き下せば足りること、等が考えられる。

こうした条約の組込みについて、法令と比較しつつ、次のような点をどのように考えるか。

1 条約の組込みにおいては、被組込条約が未発効条約である場合がある（例えば、TPP 11第一条1は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP 12」という。）の規定の大部分がTPP 11に組み込まれる旨を規定しているが、被組込条約であるTPP 12は現時点まで未発効である。二の（国会答弁（被組込条約が未発効条約である場合））参照。）。法令の準用において、準用される法令（以下「被準用法令」という。）については、成立し、公布されていれば準用され得るか。それとも、被準用法令が準用されるには、施行されていることが必要か。

2 条約の組込みに関し、被組込条約が改正される場合にあつては当該被組込条約にはその改正後のもの等が含まれる旨の規定（以下「将来改正対応規定」という。）を組込条約に設けている場合（例えば、EU・EPA第一・九条4）と設けていない場合がある。他方、法令においては将来改正対応規定のようなものは存在していない。将来改正対応規定がある場合とない場合でどのような違いがあると考えられるか。また、準用法令において、被準用法令にはその改正後のもの等が含まれる旨の将来改正対応規定を設けることについて、どう考えるか。

3 法律においては、「その性質に反しない限り・・・を準用する。」又は「・・・の例により（よつて）～する（できる）。」との規定が設けられることがある（二の（「その性質に反しない限り・・・を準用する。」の例）、（「・・・の例により（よつて）～する（できる）。」の例）及び（「その性質に反しない

限り・・・の例による。」の例）参照。）。こうした場合については、被準用法令が改正されたとしても準用法令を改正する必要はないという意味において、条約における将来改正対応規定に類似しているとも考えられる。法律におけるこのような規定の仕方と条約の組込みを比較した場合、どのような共通点又は違いがあると考えられるか。

4 1から3までを踏まえ、条約の作成において現在用いられている組込みという立法技術を法令において利用することについて、どう考えるか。

一 資料

（準用）

○「法令用語辞典 第十次改訂版」（学陽書房）四〇〇ページ

ある事項に関する規定をそれと本質の異なる事項について、当然必要な若干の変更を加えつつ、当てはめることをいう。（中略）準用の場合においては、それに伴い、当然必要な読み替えその他の修正を加えて解釈しなければならないが、（中略）その読み替えのうち特に解釈上問題となるような事項を条文上明示している例が多い。（中略）「準用」の場合、準用された法令が改廃されたときは、当然に準用法令にもその効力が及ぶものと解される。

（組込み(incorporation by reference)）

○ BLACK'S LAW DICTIONARY

A method of making a secondary document part of a primary document by including in the primary document a statement that the secondary document should be treated as if it were contained within the primary one.

(組込条約の例①)

○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平110条1大）（抄）

第一条 環太平洋パートナーシップ協定の組込み

1 締約国は、一九九六年二月四日におけるオーバンヌで作成された環太平洋パートナーシップ協定（TPP）（第三十・四条（加入）、第三十・五条（効力発生）、第三十・六条（脱退）及び第三十・八条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一一部を成すことを合意する（注）。

注、この協定の規定は、この協定の非締約国に対していかなる権利も与えねるものではない。

2 この協定の適用上、TPPにおける署名の印については、この協定の署名の印を意味するものとする。
3 TPPが効力を有する場合において、この協定がTPPとが抵触する場合は、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

〔英文〕

Article 1 : Incorporation of the Trans-Pacific Partnership Agreement

1. The Parties hereby agree that, under the terms of this Agreement, the provisions of the Trans-Pacific Partnership Agreement, done at Auckland on 4 February 2016 (‘ the TPP:) are incorporated, by reference, into and made part of this Agreement *mutatis mutandis*, except for Article 30.4 (Accession), Article 30.5 (Entry into Force), Article 30.6 (Withdrawal) and Article 30.8 (Authentic Texts).¹
2. For the purposes of this Agreement, references to the date of signature in the TPP shall mean the date of signature of this Agreement.

3. In the event of any inconsistency between this Agreement and the TPP, when the latter is in force, this Agreement shall prevail to the extent of the inconsistency.

- 1 For greater certainty, nothing in this Agreement shall provide any rights to any non-Party to this Agreement.

○外務省告示第四一六号（平成二〇年一月一七日）外第二二八九号）（抄）

日本国政府は、平成二〇十年三月八日ニカハトハイ口で作成された「環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定」の効力を発生せしめたる、国内法上の手続を経てした暁を平成二〇十年七月六日ニ寄託者ヒント開示セラルノハーバーハーバーに通報したるハ、該協定は、ルの第三条の規定に従ふ、平成二〇年十一月三日より効力を生ずる。

同協定の締約国は、平成二〇十年十一月三日現在次の如くである。

ハーバーハーバー連邦、カナダ、日本国、メキシコ合衆国、ハーバーハーバー、ハンガポール共和国
たる、環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定第一條の「環太平洋パートナーシッ

「パートナーシップ協定」は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十七日

外務大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

環太平洋パートナーシップ協定

前文

この協定の締約国は、

（以下略）

（組込条約の例②）（将来改正対応規定を含むもの）

○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平三〇条一五）（抄）

〔和文〕

第一・八条 法令及びその改正

この協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものと了解する。

第一・九条 他の協定との関係

1 欧州連合又は欧州連合構成国と日本国との間の現行の協定は、この協定によつて代替されず、又は終了されない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく義務に反する態様で行動

することを要求するものではない。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るため、直ちに相互に協議する。

4 この協定において、国際協定（注）の全部又は一部が引用されており、又は組み込まれている場合には、当該国際協定には、当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定であつて、この協定の署名の日以後に両締約国について効力を生ずるものが含まれるものと了解する。当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定の結果、この協定の実施又は適用について問題が生ずる場合において、いずれかの締約国の要請があつたときは、両締約国は、当該問題について相互に満足すべき解決を得るため、必要に応じて相互に協議することができる。

注 この協定において引用されており、又は組み込まれている国際協定は、この協定の署名の日前に両締約国について効力を生じている直近の改正を含むものと了解する。

（中略）

第十・一条 政府調達協定の組込み

政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

第十・二条 追加的な適用範囲

附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定に定める規則及び手続であつて、同附属書第一編に特定するものを準用する。

（以下略）

[英文]

ARTICLE 1.8

Laws and regulations and their amendments

Where reference is made in this Agreement to laws and regulations of a Party, those laws and regulations shall be understood to include amendments thereto, unless otherwise specified.

ARTICLE 1.9

Relation to other agreements

1. The existing agreements between the European Union or its Member States and Japan are not superseded or terminated by this Agreement.
2. Nothing in this Agreement shall require either Party to act in a manner inconsistent with its obligations under the WTO Agreement.
3. In the event of any inconsistency between this Agreement and any agreement other than the WTO Agreement to which both Parties are party, the Parties shall immediately consult with each other with a view to finding a mutually satisfactory solution.
4. Where international agreements¹ are referred to in or incorporated into this Agreement, in whole or in part, they shall be understood to include amendments thereto or their successor agreements entering into force for both Parties on or after the date of signature of this Agreement. If any matter arises regarding the

implementation or application of the provisions of this Agreement as a result of such amendments or successor agreements, the Parties may, on request of either Party, consult with each other with a view to finding a mutually satisfactory solution to this matter as necessary.

1 The international agreements referred to in or incorporated into this Agreement shall be understood to include their most recent amendments having entered into force for both Parties before the date of signature of this Agreement.

ARTICLE 10.1

Incorporation of the GPA

The GPA is incorporated into and made part of this Chapter, *mutatis mutandis*.

ARTICLE 10.2

Additional scope of application

The rules and procedures provided for in the provisions of the GPA specified in Part 1 of Annex 10 apply, *mutatis mutandis*, to procurement covered by Part 2 of Annex 10.

(細込条約の範③)

○経済上の連携の強化に関する共同声明の範の規定(第17条) (金)

〔英文〕

第三章 物品の調取

第一節 一般規則

第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことなる。

(略)

第十七章 例外規定

第一百六十八条 一般的例外

1 第三章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第一十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第八章及び第十章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

〔英文〕

Chapter 3 Trade in Goods

Section 1 General Rules

Article 3 National Treatment

1. Each Party shall accord national treatment to the goods of the other Party in accordance with Article III of

the GATT 1994 and to this end Article III of the GATT 1994 is incorporated into and made part of this Agreement.

Chapter 17 Exceptions

Article 168 General Exceptions

1. For the purposes of Chapters 3, 4, 5, and 6, Article XX of the GATT 1994 is incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.
2. For the purposes of Chapters 8 and 10, paragraphs (a), (b) and (c) of Article XIV of the GATS are incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

(組込条約の例④)

○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（抄）

1. 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（千九百九十四年のガット）は、次のものにより構成される。
（a）国際連合貿易雇用会議準備委員会第一会期の終了の時に採択された最終議定書（暫定的適用に関する議定書を除く。）に附屬する千九百四十七年十月三十日付の関税及び貿易に関する一般協定（世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を生じた法的文書により訂正され、改正され又は修正された

もの)

○外務省告示第七百四十九号（平成六年十二月二十八日号外第二百四十二号）（抄）

日本国政府は、平成六年四月十五日にマラケシユで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシユ協定」の受諾書を平成六年十二月二十七日にガット事務局長に寄託した。同協定は、その第十四条1の規定に従い、平成七年一月一日に効力を生ずる。（中略）

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシユ議定書に附属する日本国以外の国の譲許表並びに世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定に附属する日本国以外の国の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は、外務省条約局に備え置いて縦覧に供する。

なお、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定1(a)の「千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定」及び世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第三十五条の規定に基づき我が国が遵守する必要のある「集積回路についての知的所有権に関する条約」の該当する条は、それぞれ次のとおりである。

平成六年十二月二十八日

外務大臣 河野 洋平

千九百四十七年十月三十日付けの「関税及び貿易に関する一般協定」（日本国加入議定書により適用されることとなつた協定に、千九百五十七年十月七日及び千九百六十六年六月二十七日にそれぞれ発効した改正（前文、第二部及び第三部の改正並びに第四部の追加）を含む。）

関税及び貿易に関する一般協定

オーストラリア連邦、ベルギー王国、ブラジル合衆国、ビルマ、カナダ、セイロン、チリ共和国、中華民国、キューバ共和国、チェツコスロヴァキア共和国、フランス共和国、インド、レバノン、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、ニュー・ジーランド、ノールウェー王国、パキスタン、南ローデシア、シリア、南アフリカ連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を発展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互のかつ互恵的な取極を締結することにより、これらの目的に寄与することを希望して、
それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した。

第一部

第一条 一般的の最惠国待遇

（略）

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」第三十五条の規定に基づき我が国が遵守する必要のある「集積回路についての知的所有権に関する条約」の該当する条

集積回路についての知的所有権に関する条約

第二条 定義

（以下略）

（注）この後、第二条以外に、第三条（この条約の対象）、第四条（保護の法的形式）、第五条（内国民待遇）、第六条（保護の範囲）、第七条（使用、登録及び開示）、第十二条（パリ条約及びベルヌ条約の保障条項）及び第十六条（この条約の効力発生）が告示において引用されている。

（注）集積回路についての知的所有権に関する条約・・・千九百八十九年作成。現時点においても未発効。

（組込条約の例⑤）

○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（抄）

第三十五条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係

加盟国は、集積回路の回路配置（この協定において「回路配置」という。）について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第二条から第七条まで（第六条(3)の規定を除く。）、第十二条及び第十六条(3)並びに次条から第三十八条までの規定に従つて保護を定めることに合意する。

（参考：他の二国間条約を修正することを目的とする多数国間条約の例）

○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（平三〇条八）

（抄）

この条約の締約国は、

（略）

所得に対する二重課税を回避するための既存の協定のネットワーク全体において、当該協定のそれぞれについて二国間で再交渉することを要することなく、合意された変更を同時に、かつ、効率的な方法によつて実施するための効果的な枠組みの必要性を認識して、
次のとおり協定した。

第一部 適用範囲及び用語の解釈

第一条 条約の適用範囲

この条約は、次条（用語の解釈）1に規定する全ての対象租税協定を修正する。

第二条 用語の解釈

1 この条約の適用上、次の定義を適用する。

(a)

「対象租税協定」とは、所得に対する租税に関する二重課税を回避するための協定（他の租税を対象とするか否かを問わない。）であつて、次の全ての要件を満たすものをいう。

(i) 次のいずれかに該当する国又は地域であつて二以上のものの間において効力を有すること。

(A) 締約国

(B) 当該協定の当事者である地域であつて、締約国が国際関係について責任を負うもの

(ii) 各締約国が、この条約の対象とすることを希望する協定として寄託者に通告した協定及び当該協定を改正する文書又は当該協定に附属する文書であつて、題名、当事者の名称、署名の日及びその通告の時において効力を生じている場合には効力発生の日によつて特定されるものであること。

（以下略）

（被準用法令の改正に伴い準用法令の関連規定を改正した最近の例）

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（平三一法一

（二）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）

の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の二項を加える。

13 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによ

る三十四億四千四百十ドルの範囲内において、出資することができる。

第五条第五項中「額面百円につき百円」を「額面金額と同額」に改める。

第十条第一項中「銀行に出資する」の下に「アメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、」を加え、「、その一部」を「その一部」に、「国債で」を「本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ」に改める。

第十四条中「第十三条第二項及び」を「第十三条第二項並びに」に、「第五条第十一項」を「第二条第三項(b)並びに第五条第十一項(a)及び第十二項」に改め、「すべての」を削り、「(基金通貨代用証券及び国債を含む。以下この条において同じ。)」を「その他の資産」に改め、同条後段中「本邦通貨」を「当該資産」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

2 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六条中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六条中」と、同条第四項中「銀行」とあるのは「」を「及び第四項中「銀行」とあるのは「」に改める。

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭二七法一九一）（抄）

（証券による基金への出資）

第五条 （略）

5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額面金額と同額とする。
(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資するアメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、本邦通貨に代えてその一部を本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは「第十条第四項」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭三一法一六七）（抄）

（国債による出資等）

第二条 （略）

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一

号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「国際金融公社」と読み替えるものとする。

（国会答弁（被組込条約が未発効条約である場合））（参議院農林水産委員会 平成三〇年四月三日）（抄）
○紙智子君 （略）それから、TPP11協定についても聞くんですけども、これ新しい協定だというふうに言っているわけですね、新協定だと。第一条には、TPP12も、元のTPP協定を組み込むと書かれています。

WTOの際に一部暫定発効していたガット協定を適用したことはあるようですけれども、新しい協定を作ることに当たつて発効もしていない協定を取り込んだことというのは過去にあつたんでしょうか。

○政府参考人（飯田圭哉君） 例えばほかの例でございますが、一九九四年のガット同様に、WTO協定の一部を成すTRIPS協定、これ知的財産の貿易関連の側面に関する協定でございますが、その中では未発効の、これは集積回路といつてICなんですが、知的所有権に関する条約の関連条項に従つた保護を規定している例がございます。このように、未発効の協定の規定を新たな協定の下に取り込んで実施する例は存在するというふうに理解しております。

なお、一方の協定の規定を他方の協定の下に取り込んで実施する際には、取り込まれた一方の協定の規定は他方の協定の効力発生とともに他方の協定の一部として効力を生ずることであり、一方の協定が効力を発生しているか否かは問題とはならないというふうに我々としては理解をしているところでございます。

（以下略）

（「その性質に反しない限り・・・を準用する。」の例）

○少年法（昭二三法一六八）（抄）

（閲覧又は謄写の手数料）

第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第二の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）とある部分を除く。」を準用する。）

○逃亡犯罪人引渡法（昭二八法六八）（抄）

（東京高等裁判所の審査）

第九条（略）

4 東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

○企業担保法（昭三三法一〇六）（抄）

（民事訴訟法及び民事執行法の準用）

第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一編から第四編までの規定を準用する。

○国際捜査共助等に関する法律（昭五五法六九）（抄）

（刑事訴訟法等の準用）

第十三条 檢察官、検察事務官若しくは司法警察職員のする処分、裁判官のする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官のする裁判については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十二章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平一八法四八）（抄）

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

第一百五十八条 生前の処分で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平一九法三七）（抄）

（準用）

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章（第二十二条、第二十三条、第三十二条、第三十三条、第四十二条、第四十三条、第四十七条及び第四十八条を除く。）及び第六十九条から第七十二条まで、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を、執行協力の請求を受理した場合における措置については逃亡犯罪人引渡法第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平二五法四八）（抄）

（終局決定の変更）

第一百七条 （略）

6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（再審）

第一百十九条 (略)

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

(「・・・の例により（よつて）～する（できる）。」の例)

○私立学校教職員共済法（昭二八法二四五）（抄）

(滞納処分)

第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、事業団は、徵収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

(徵収に関する通則)

第三十三条 掛金等その他この法律の規定による徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国

税徵収の例により徵収する。

○行政事件訴訟法（昭三七法一三九）（抄）

（被告適格等）

第十一条（略）

4 第一項又は前項の規定により國又は公共團体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ當該各号に定める行政庁を記載するものとする。

○地方公務員等共済組合法（昭三七法一五二）（抄）

（保険医療機関の療養担当等）

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に從事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第一百四十四条の二十八第一項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第一百四十四条の二十八第二項において同じ。）の看護師その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並

びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

○河川法（昭三九法一六七）（抄）

（強制徴収）

第七十四条（略）

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭五五法三六）（抄）

（不正利得の徴収）

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

○組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平一一法一三六）（抄）

（第三者の財産の没収手続等）

第十八条 (略)

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

(決定の取消し)

第六十五条 (略)

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

○アルコール事業法（平一二法三六）（抄）

(強制徴収)

第三十七条 (略)

4 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金を徴収することができる。この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

○特定複合観光施設区域整備法（平三〇法八〇）（抄）

(徴収金の督促及び滞納処分)

第一百八十六条 (略)

3 カジノ管理委員会は、第一項の規定による督促を受けたカジノ事業者がその指定の期限までに徴収金を完納しないときは、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(徴収金の徴収手続等)

第一百八十九条 徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

○学校教育法等の一部を改正する法律（令元法一一）（抄）

(略)

附 則

(略)

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(「その性質に反しない限り・・・の例による。」の例)

○特許法等の一部を改正する法律（令元法三）（抄）

（特許法の一部改正）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

（略）

第一百五条の二を第一百五条の二の十一とし、第一百五条の次に次の十条を加える。

（略）

（査証人の旅費等）

第一百五条の二の九 査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用について
は、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）中これら
に関する規定の例による。

条約の組込みについて（法令と比較しつつ）

（担当 間瀬参事官）

○ 議事要旨

- 1 議題1から4までを通じて、全体的に、条約と法令という異なる法規範を比較することは根本的な課題を議論する上で有益であるとしつつ、両者の違いを念頭に以下のような意見が示された。
 - ・条約のうち、特に多数国間条約については、未発効の状態が比較的長く続くものもある。他方で法律において、未施行の状態が長く続くことは考えにくい。
 - ・条約は、関係国家間の合意に基づくものであり、当事者間の契約に似ている。他方で、法律は、そうした合意は必要なく、その制定においては統一的なルールを必要とする。
- 2 議題1に関連して、次のような意見が出された。
 - ・法令の準用における準用法令と被準用法令の関係については、被準用法令に行つて関連規定を見ることとなつていて、まぎれなく特定するためには、被準用法令が施行されている必要があるのでないか。
 - ・法律では、「・・・の例により」、「なお従前の例による。」といった形での手当ができるという意味でも、法令の準用において未施行の規定を借りてくる必要はないと考えられる。
 - ・国内法令の文言は、公布によつて確定的なものとして国民に対して示されることから、未施行であつて

も公布されていれば準用できるのではないか。

3 議題2については、次のような意見が出された。

- ・法令については、将来改正対応規定により将来についてまで担保する必要はなく、必要が生じた時点で適切に改正することで対応すべき。

・法令では、現在準用を行つても、将来その準用を行わなくなることがあり得る。作業の効率化の重要性は条約と法令に共通するが、採るべき手法は異なるのではないか。

・将来改正対応規定は主権国家が当事者である条約に特徴的なものであり、将来も含めたパッケージとしての国家間の合意の現れと解される。これに対し国内ではその時々に国会が法律を制定している。

4 議題3については、次のような発言がなされた。

・例に挙げられている行政事件訴訟法においては、民事訴訟法と同様の規定を書き下すとなると条文数が膨大になるため、手続的な規律を包括的に引いている。

・「その性質に反しない限り・・・を準用する。」との規定は可能な限り避けた方がよいのではないか。
・「・・・の例により」とは包括的に借用するという規定の仕方であり、「民事訴訟の例により」というのは、民事訴訟法に限らず民事訴訟に関する全ての法令を引いているということである。

5 議題4に関連して、次のような意見が出された。

・条約の組込みは、多数国間条約の規範を二国間条約に取り込むという意味で有意な手法であるとの点は理解する。他方で、法律については事情が異なつており、今あるもの以上に新たな手法を取り入れる必要性はないと考えられる。